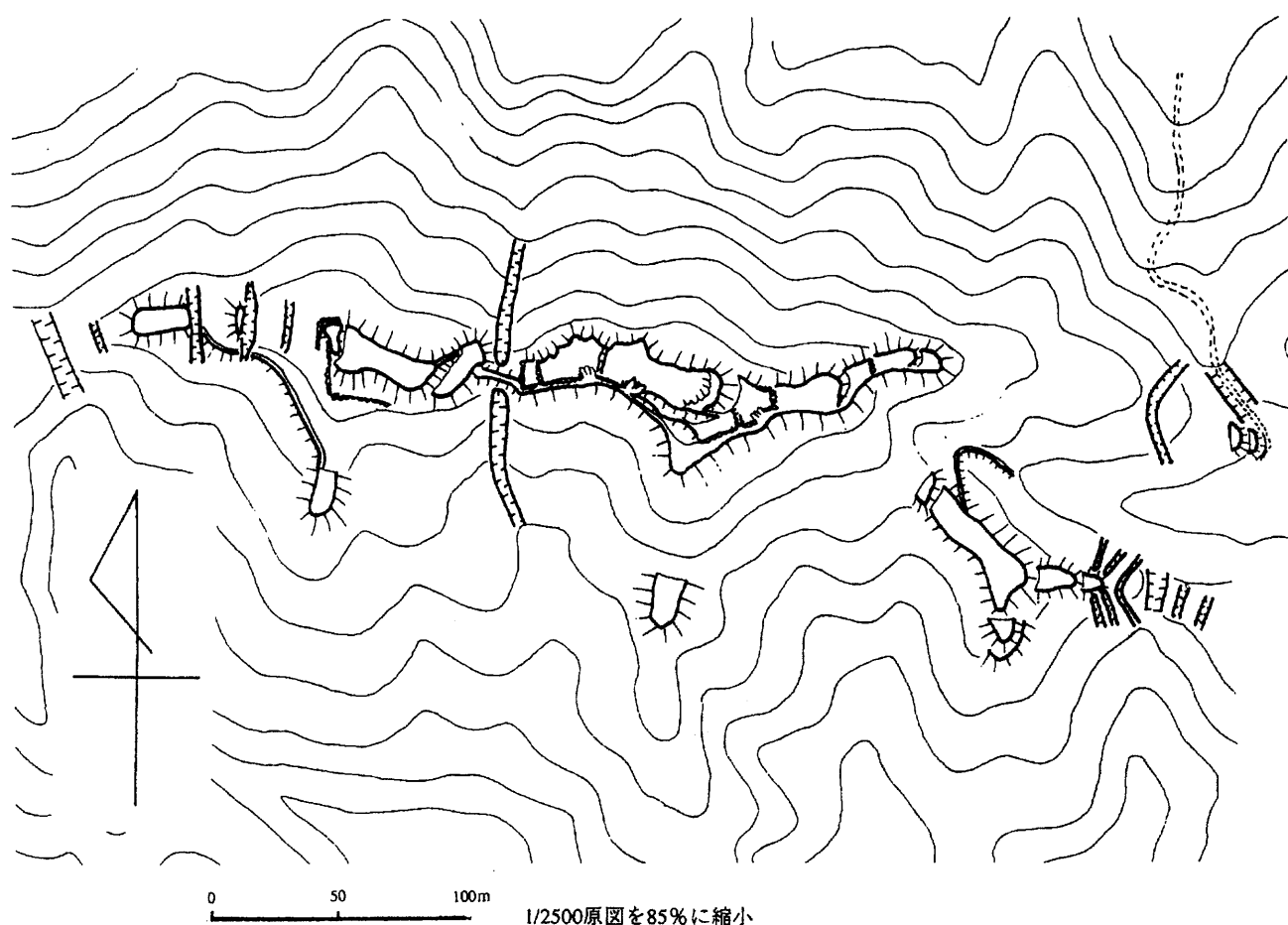


備陽史探訪の会創立20周年記念特別歴史講演会

備陽地域における

戦国時代の城と合戦



(上図 相方城跡主要部 作図尾多賀晴吾氏)

講師 岸田裕之先生 (広島大学教授)

主催 備陽史探訪の会 共催 広島県立歴史博物館

平成12年(2000)10月21日

備陽地域における戦国時代の城と合戦

岸田裕之
2000年10月21日
福山市

はじめに

備陽地域の戦国時代の地域性と時代性を考える
歴史の変革—継承と断絶—を変える
地域に視座をすえる

一 戦国時代の城と交通

(一) 河川水運と河川領主

- ・ 建保5年(1217)、安芸守護で可部荘地頭宗孝親、佐東川河下しの樽の通行税率を20%とする^①
- ・ 嘉禎3年(1237)、厳島神社の造管用木に、小瀬川河口で「浮口」が賦課され、定率を越えた押領として訴えられる^②
- ・ 沼田新荘の檜と沼田川河口の借上人(康元元年〈1256〉)^③
- ・ 佐東における檜物師や大鋸引らの職人、堀立直正のような商人的領主^④
- ・ 可愛川・江川に面して城郭を構える 一毛利氏、宍戸氏、三吉氏ら
- ・ 太田川に面して城郭を構える 一香川氏、武田氏ら^⑤

(二) 戦国時代の河川水運と合戦^⑥

- ・ 吉井川水運と小豆島の運輸業者
一「小豆島郷司代梶取真重」(建仁3年〈1203〉)ほか
- ・ 文安2年(1445)、「美作国北賀茂九郎兵衛」、牛窓(牛窓町)・虫明(邑久町)の船で木材を輸送(兵庫北関入船納帳)
- ・ 尼子氏と結んだ美作倉敷(美作町林野)の江見氏による美作倉敷辺の小領主層の編成
- ・ 各地域の国衆連合の盟主としての旭川流域の税所氏(龍の口城〈岡山市〉)・松田氏(金川城〈御津町〉)・三浦氏(高田城〈勝山町〉)、吉井川流域の後藤氏(三星城〈美作町〉)・浦上宗景(天神山城〈佐伯町〉)・宇喜多氏(砥石城〈邑久町〉)ら
- ・ 戦国時代の初め、備前では浦上政宗(鳥取荘〈山陽町〉)を基盤が税所氏、松田氏、宇喜多氏らと盟約し、弟浦上宗景(新田荘〈和気町〉)を基盤と対立
- ・ 16世紀の中頃、浦上政宗が本国の播磨国へ撤退したあと、宇喜多直家が浦上政宗領の鳥取荘へ進出
- ・ 宇喜多氏は、瀬戸内海流通や吉井川の河川水運に関わっていた商人的領主
- ・ 鳥取荘は、吉井川沿いと旭川沿いを結ぶ交通路としても重要
- ・ 宇喜多直家、鳥取荘から流れ出る砂川下流の沼城(岡山市)に拠る。
- ・ 宇喜多直家、永禄年間(1558~1569)に税所氏、松田氏らを滅ぼし、岡山に築城(天正元年〈1573〉) 一旭川水運を掌握
- ・ 宇喜多直家、天正3年9月に浦上宗景を滅ぼし、つづいて後藤氏を討滅する
一吉井川水運の掌握。三浦氏も討滅。
- ・ 各国衆による河川水運の権益の共有から、備前・美作地域を制覇した戦国大名宇喜多氏の集中・独占へ
- ・ 毛利氏と結んでいた宇喜多直家は、天正7年9月に織田信長に属す

二 豊臣期の備陽地域

(一) 「半納」から「国分」へ

- ・京都政権と地域大名の境目地域
- ・天文23年(1554)の毛利氏「国家」宣言
「国家を保」とは、「洞他家分国を治保」・「家を保、分国をおさめ」ること
- ・弘治3年(1557)の「かき連判」と「三子教訓状」^⑦
- ・「半納」とは、年貢等を半分免除され、残る半分を納めること
- ・戦国時代最末期の織田氏と毛利氏の領国境の郷村は、半納の村=両属(たとえば、備中宮内村)^{⑧⑨}
- ・秀吉の統一政権下の「国分」一国境線の確定による統治へ
- ・秀吉方の宇喜多氏と毛利氏の領国境は、天正13年(1585)に備中高梁川に決まる
- ・秀吉の四国攻め、九州攻め。長崎の直轄領化、「海賊」の停止 一外交権と外国貿易の集中・独占へ
- ・毛利氏の自立した「国家」から、秀吉の「天下」のもとの「国家」へ
一「誠国家一大事之儀二候」一 国衆連合という構造を有する毛利氏の領国支配体制の刷新をはかる^⑩

(二) 『八箇国御時代分限帳』を読む 一給人・給地への固有の役割の賦与という視点一

- ・品地郡相方城の位置と特色^{⑪⑫}
- ・品地郡には、中間の給分高が合計1131石余(飛落中間133人分、897石余。渡中間48人分、233石余)^{⑬⑭⑮}
- ・品地郡には、中間頭の田中四郎右衛門(19.99石)、飛落七郎右衛門(8.87石)の給地もある^⑯
- ・中間は毛利氏直属の鉄砲隊であり、工兵隊でもある^⑰
- ・相方城は、備中高梁川以西の山陽道・瀬戸内海筋に宍戸元統、梶杜孫兵衛、浅口少輔九郎、毛利元康を配置したあとに置かれた東からの情報集約と防衛の機能をもつ毛利氏の直轄城
- ・毛利氏と豊臣政権 一服属と協調の視点に緊張関係の存続という視点をも付与一
- ・沼隈郡の給人 一警固衆の配置^{⑰⑱}
- ・給分高200石で七端帆の船一艘^⑱
- ・「警固衆二百石組」 一家臣数人が共同して七端帆の警固船一艘を仕立てる一^⑳

おわりに

- ・地域社会の流通経済権益の争奪と政治権力の広域化
- ・「国家」と「天下」
- ・豊臣秀吉の朝鮮侵攻に対応した毛利氏の緊張と動員体制
- ・構造論の重要性 一江戸時代に作られた軍記物、小説やドラマとの差異
- ・消えたことば(半納)と地域社会や時代の構造 一地域主権の戦国時代から中央集権の近世へ
- ・歴史の継承と断絶
- ・地域社会の歴史を知り、学び、創るということ
- ・地域秩序や地域社会の営みの尊厳を共有していく歴史観の成熟へ向けて

① 七 將軍朝實家政所下文

佐 榑榑事、右、如同狀者、榑千寸別二百寸、榑又同前、先例如此配分、而地頭者於山置榑末山點定在自由點定取之、水河上可部庄依爲孝親所知、於彼所有限上之日、可被下院之間、平均欲致沙汰云々者、於件和採榑河上率分者、云國衙云孝親以下面々地、兩方率分共以分取之、可停止新儀妨矣、

以前捌箇條、爲大宮太納言家御奉行所、被下院宣也、早任先例可被沙汰之狀所仰如件、以下、

- (二二二七) 建保五年六月廿一日 案主 菅野 知家事 惟宗 令書 少允 酒原 別當 陸奥守大江朝臣 大學頭 源朝臣 右京權大夫兼相模守平朝臣 右馬權頭 源朝臣 左衛門少尉 源朝臣 前遠江守大江朝臣 武藏守平朝臣 筆博士 中原朝臣

(藏澤通志所收田所文書)

② 九八 周防國石國庄沙汰人等重申狀(折紙)

石國御庄沙汰人等謹重言上 件元者當御庄御年貢材木等、先先被取船出浮口之由、安藝御領關所御使等令榑申之條今案謀也、爰如訴狀、限一方天被取非浮口之間、當御庄御年貢浮口先々ニ依不被取之、山代御庄關沙汰人等雖加制止一切不承引、偏以神慮御威誇無遺、八十余人多勢ヲ令引率、當御庄內關領ニ出置廢敷板四百八十枚内、号浮口五百三十五枚自由被運取之事、以外企非儀也、設有限理運天可被取離浮口也モ、勘十二一枚者四十八枚取ト云々、殘板八十七枚無其故令押領之條、惟貪欲心之處也、次又關所御使等ヲ廢樂仕、着物ヲ爲被引破之由令訴訟之條、猛惡次第也、關所御使等合力有勢等ヲ、令具足天超當御庄内關領、見氣色天被板廻夫等其運ヲ逃去仕返來畢、但於山手之者十二、有限隣旁領々令弁進許也、於浮口之者先々不被取之者也、及御不審者、安藝御領關沙汰人與石國御庄沙汰人山代庄關所御使ヲ證人シテ、辨弄可遂一決者也、次當御庄百姓等依浮口天起請文書天、有失之由令切申之條、不應之外次第也、起請文書事者去年春中旬也、病仕令死去百姓、今年秋下旬也、於起請文失者、限三七日者歟、何可被訴申一期之間哉、非法例訴狀也、如此事於雖有其數モ、爲非儀沙汰之間不及訴訟處也、如此事有御誠爲正直憲法之御成敗者、可被停止新儀之沙汰者也、仍粗言上如件、

(二二二七) 嘉祿三年十一月日 石國御庄沙汰人等上 本文書、前學文書ノ紙背ニ記サレタルモノナリ

新出殿島文書

③ 一一五 關東下知狀

○ノノ文書紙題目五條ニ列テ列テ、小早河竹王丸與同業作前司茂平法師 權代左兵衛尉重兼相論條々

(中略) 比曾三千支事 (二二五六) 右、如竹王丸申者、去康元元年亡父國平比曾三千支取之、今下沼田河之處、本佛押領之、國平欲申子細之處、令死去畢、可被亂返云々、如重兼申者、當庄爲蓮花王院領之間、爲彼修造令禁制檜之處、國平云新庄云本庄、任法伐取之令身借上人間、爲懲傍著令抑留之處、連々洪水流失畢、國平存生之時、願自科無申旨竹王丸及訴訟之條、無謂云々者、本佛令押取彼此會之條、重兼承伏之上、勿論歟、有子細者、可言上事由之處、私抑留之條、甚自由也、早可令亂返之矣、

(中略) 以前條々、依將軍家仰下知如件、

(二二五六) 文永三年四月九日 相模守平朝臣(花押) 左京權大夫平朝臣(花押)

(小早河家文書之一)

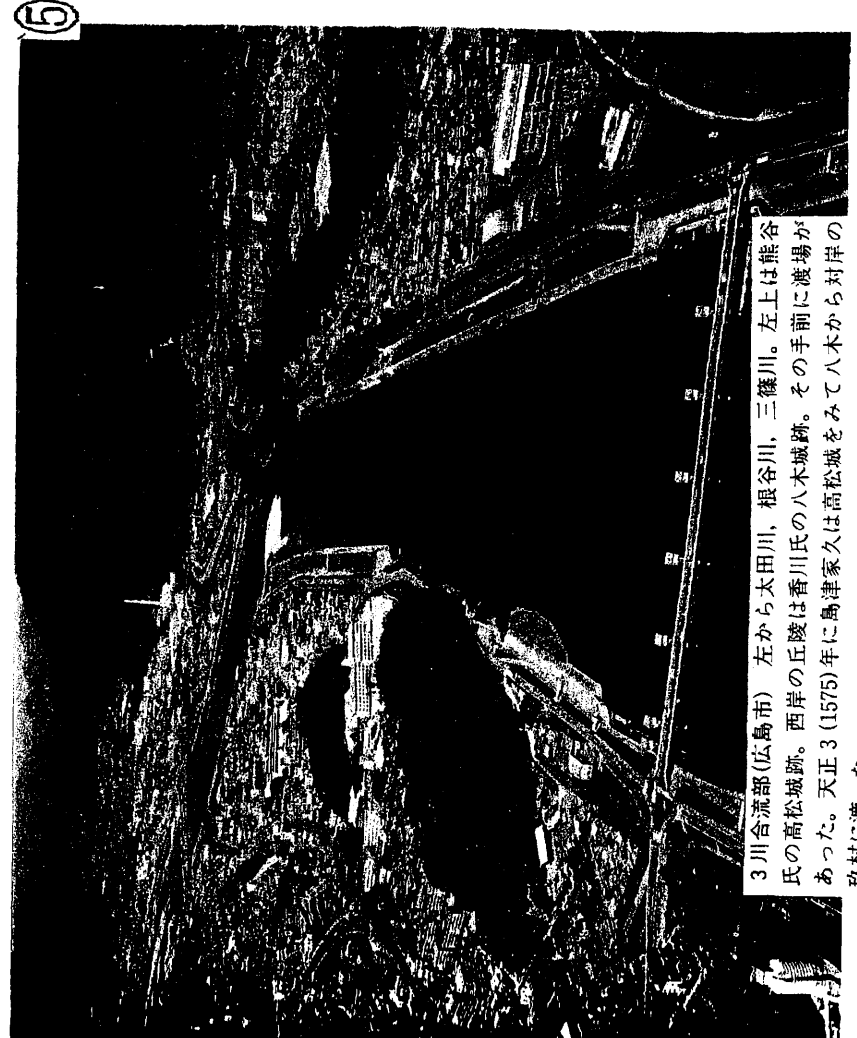
④ 五〇 堀立直正申狀

堀立壹岐守 直正 國司右京亮殿 兒玉三郎右衛門尉殿 〇此處ニ輝元公書到アリ

謹而致言上候 一 先年佐東金山調略之段、爰許へ被召出被仰聞せ候間、存其旨行仕候而金山仕取候事 一 同日廿日市五罷下町中引成、又同日宮嶋罷渡候而相靜候段、房頭御存知候事 一 伴其外近村悉一乱おこり候刻、就方同前二件ノ古城取登、城誘短息之段、就方可被成御尋候事 一 敵嶋御打渡候砌、於包浦一廉馳走之段、元春様降景様御存知之事 一 其後すまにて山口調略之段、以親忠被仰聞候、存其旨三田尻へ警固に罷下候、右田岡山ニ致調略引成申候事 一 長州勝山へ義長様御退候、山口奉行衆仁保殿・小原殿・飯田殿・大庭殿伴仕、彼處二十五日相堪調候段、大庭殿御成御存知候事 一 下関御城御預之刻、谷口調略ヲ入申候、則彼者召取狀共ニ程好へ進之、長府内兵に而三人謀伐之事 一 豊州衆門司書容取懸申刻、彼山へ防長衆無御罷之間、財満越前守・長梅軒・私罷罷候段、長梅軒ニ可被成御尋候事 一 豊州衆門司敗軍之砌、降景様へ花尾ノ事可有如何ニ御座之由申上候處、手ヲ負申候へ共、私罷下則彼書容仕取申、頭ニツ状ニ相添注進申候處、城之儀見識ニ渡可申之由被仰聞候間、就方立渡申、降景様御直書之頂戴申候事 一 博多へ爲警固罷下候、宝滿ニ其儘被相留之、七月致堪忍、忬者一人中間一人其時御用ニ罷立候事 一 香春岳ニ三年致御番、從小田原谷口所へ計略之者兩人召捕、赤間関へ引上せ之、程好ニ伐せ申候段、万福寺存候候ニ候事 一 從立花御上國之刻、於若松致辛勞候段、元春様降景様被成御存知候事 一 赤間関御城之事、雖亦因是ニ被成御預候、若因者門司御差罷付而、私一人致御番候事 右ヶ條之趣被成御披露、願者子共守ニて御座候間、裏成共袖ニ成共御判被召候て被下候者、千万可忬候、此由可然様ニ御披露奉願候、恐惶謹言

(二二七五) 天正三年 堀立壹岐守 直正 卯月三日 國司右京亮殿 兒玉三郎右衛門尉殿 〇右段紙三枚縫切封し、口ニ輝元公袖判有り

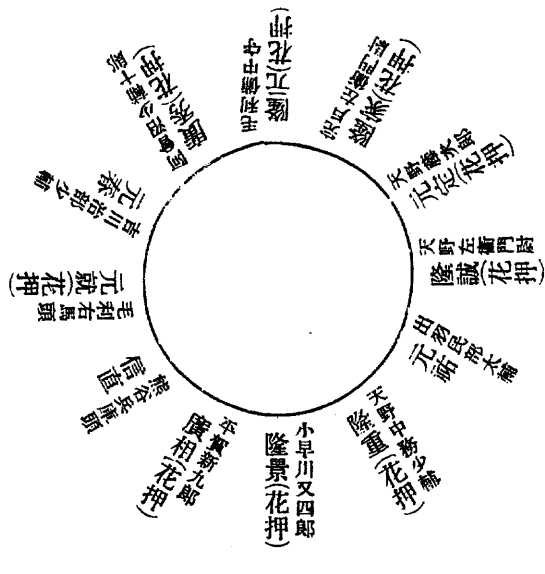
(堀立家證文書)



3川合流部(広島市) 左から太田川、根谷川、三篠川。左上は熊谷氏の高松城跡。西岸の丘陵は香川氏の八木城跡。その手前には渡場があった。天正3(1575)年に島津家久は高松城をみて八木村から対岸の玖村に渡った。

⑦ 三三六 毛利元就外十一名製狀

申合條々事
 一 軍勢狼籍之儀、雖堅加制止、更無停止之候、於同後此申合衆中家人等、少及於有狼籍者、則可討果事、
 一 向後陳拂仕間敷候、於背此旨輩者、是又右同前可討果事、
 一 依在所、狼籍可有不甘儀候、其儀者以衆儀可免事、
 八幡大菩薩殿、大明神可有御照覽候、此旨不可有相違候、仍誓文如件、
 (弘治三年十二月二日)



(家範目)

(毛神家文書之一)

⑧ 一六二、高田長左衛門尉書狀

急度申遣候、仍當村へ敵方者出入、爰許へかせきニ罷出候、就其吾等爲番勢罷越候、此方よりもかせき申付候、然者日くれ候て當村中へ出入無用候、もし出入有在之を討捕候共、其方可爲越度候、爲届申遣候、半納之者はいくわい候間、さて如此候、但敵方之者出入も不仕候へ、罷越可相理候、隨其可申付候條、可成其意候、恐々謹言、

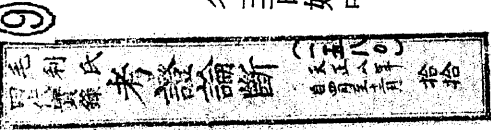
高田長左衛門尉

(天正十年) 卯月廿六日

政(花押)

宮内御社人 名主百姓中

(備中吉備津神社文書)



半納ノ者ト云ハ身方ハ七半分上納ニ敵方ハ七半分上納スル百越ナトカ境目ナトニ屋ナラニカソノ百姓ナトナリ半納ノ者トハ言フ候カヤハノ者ハ敵地ヘ入ヤスニヨリソレヨリ村々互敵ノ様ヲ闘セラレトノ事ト云フ

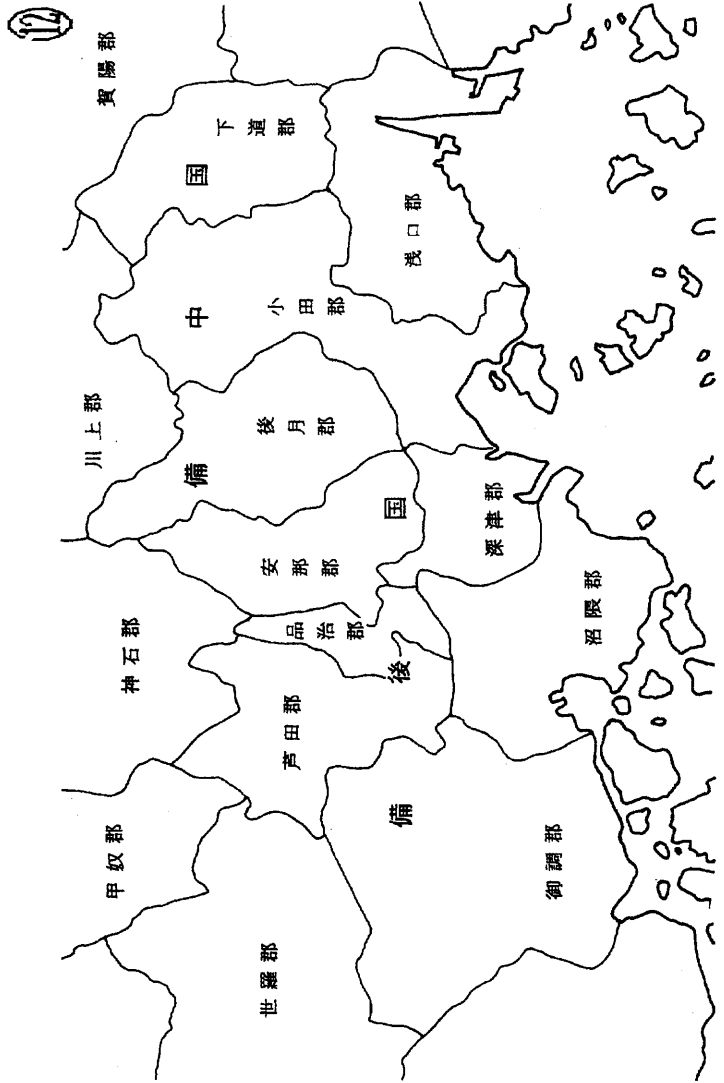
⑩ 29 如敷度申候、大佛殿材木早之可差上之由退之被仰下候、誠國家一大事之儀ニ候、此時各勵力可差出候、年内津出可申付候、彌向寒天候間不可有緩候、至三田秋山早之可被罷出候、謹言

(天正十六年) 九月廿五日

輝元御判

多賀彦四郎殿

(巻1の1)



備後国南部・備中国南部旧郡略図

⑬

備後国南部各郡別の所領構成

	世羅郡	御調郡	芦田郡	沼隈郡	品治郡	安那郡	深津郡
蔵入	29.630	3073.310	100.887	2182.492	1197.827		50.622
毛利元康							2670.664
小早川秀包	2049.673	592.480		2241.603	679.946	10088.247	
宍戸元統	267.340						
家臣	8068.880	4183.961	7557.103	3824.987	2402.155		283.668
御衆		59.218	30.200				
女房衆	11.870						
寺領	60.925	327.791	51.072	5.963	419.551		70.354
社領	64.063	314.645		16.761	380.166		7.745
散司			3.000	3.400	15.900		
番匠		10.054					
大工					30.354		
鍛冶		10.000	10.000		11.040		
中間	34.510				1131.468		15.433
小人	1.100			92.721			
下分		132.452	26.000	1.000	19.230		
計	10587.991	8703.911	7778.262	8368.927	6287.637	10088.247	3098.486

(単位 石. 収納高)

(毛利氏の『八箇国御時代分限帳』)

備後国南部各郡別の給人と給分高

Table with columns: 世羅郡, 羅郡, 御調郡, 芦郡, 田郡, 郡, 沼限郡, 品治郡, 深津郡, 津郡. Rows list various locations and their corresponding personnel and stipend amounts.

備中国南部各郡別の所領構成

Table with columns: 人, 後月郡, 小田郡, 茂口郡, 下道郡. Rows show land ownership details for various locations like 毛利元康, 戸元康, etc.

毛利氏中間の配置と給分高

Table with columns: 屋名, 郡名, 中, 給分高, 計. Rows list various households and their personnel/stipend details across different provinces.

七瀬帆の船一艘の船役を負担する給人

Table with columns: 年月日, 給人名, 石高, 給地所在地と給分高, 典拠. Lists personnel and their roles for a boat service, including names like 熊毛島, 秋穂内, etc.

銀子請取之事
分限廿五拾石貳斗壹合但御懸國衆
右之銀合五文自五分貳輪四毛
右之前、爲御制御禮銀請取所如件
文祿五年二月十八日

御方親類之内兩三人、警固被仕立候て御奉公有度之由遂
披露候、我等内意之趣委細申候間、何と様にも御馳走肝
要候、内之御取成不可有疎覺候、此由可被申渡候、恐
謹言
十一月廿七日
高井藤左衛門尉殿
佐与三

武藤又左衛門殿

山田吉兵衛同

國司備後守書判

少輔林徳寺同

佐与三

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門

御小人類

渡瀬御中間 15人分

御小人 弥左衛門